

# くらしのちえ

台東区消費者  
ニュース

第144号  
2014年3月発行

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03 (5246) 1144

## 目次

- マルチ商法にご用心！ P. 1～3
- 「消費者市民社会」を実現しよう P. 4

# マルチ商法にご用心！

～簡単にもうかる話は、ありません～



友人や知人から、もうかる話があると言ってサイドビジネスに誘われたことはありませんか。

マルチ商法はネットワークビジネスと呼ばれることもあり、商品やサービスを販売する組織に加入し、さらに自分の下に新たな会員を勧誘することによって、組織を拡大する商法です。会員を増やせば利益が得られる仕組みになっていますが、トラブルも多く、「特定商取引法」では消費者保護のため、様々な規制がされています。

## 事例1

久しぶりに高校時代の友人から電話があり、繁華街のカフェで会うことになった。「ビジネスですばらしい業績を上げている人を知っているので、ぜひ紹介したい」と言われ、その人に会ったところ「一緒にビジネスの勉強をして、成功しよう」と誘われた。その後、参加したセミナーで「ネットワークビジネスに加入し、人を誘って浄水器を販売すればマージンが得られる」と説明を受けた。

しつこく誘われて、断り切れず会員登録をして15万円の浄水器を購入する契約をしてしまった。しかし人を誘う自信もなく、この契約をやめたい。



## ポイント！

- 契約書面をもらっていますか？

★契約書面を受け取った日、もしくは販売する商品（事例の場合は浄水器）の引渡しを受けた日のどちらか遅い方から、20日間はクーリング・オフができます。

## 事例2

2カ月前、参加している宗教団体の集まりで知り合った友人から、「安全で品質のよい化粧品や健康食品がある。会員価格で購入できるし、知り合いを誘えばボーナス特典がありサイドビジネスにもなる」と勧められ、申し込んだ。

最初に20万円必要と言われたが、お金がないと言ったら消費者金融を紹介されて、借金をして商品を購入した。

親族3人に会員になってもらったが、その後は紹介できず利益がもらえない。借金の返済もできないので、やめたい。

### ポイント！

- 商品は使っていますか？



★クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、中途解約が可能です。下記の条件を満たせば未使用の商品を返品できます。

(違約金等がかかる場合があります。)

- ・組織に入会后、1年未満
- ・商品を受け取ってから90日未満
- ・商品を再販売していないこと
- ・商品を使用や消費していないこと
- ・商品を壊したり紛失したりしていないこと

## 事例3

高齢の姉が近所の友人に「糖尿病に効き、身体によいサプリがある」と勧められ、半年前から定期購入している。紹介された組織に登録し、購入した商品は既に200万円以上になってしまったが、会員が1万人を超えたら、全会員に利益が分配される仕組みになっているので大丈夫だと言う。

私のことも誘ってくるが、本当に利益がもらえるか不明だし、姉が心配である。



### ポイント！

- 勧誘時に虚偽の説明を受けていませんか？



★事実と違うことを説明されて、勘違いして契約した場合は、取消ができます。

- ・「病気が治る」等の表現は、薬事法に違反することがあります。
- ・勧誘された時に嘘を言われ、それを信じて誤って契約した時は取消が可能です。

## 事例4

友人から飲み会に誘われた。「働かなくても、もうかる方法がある。稼ぎ方を教える」と言われて、後日事務所のような所に連れて行かれた。

社員という人の話を聞いて、競馬ソフトの購入を勧められた。登録には初期費用2万円、ソフト代金5万円、月会費1万円がかかるが、友人を紹介した場合は3万円の報酬を受け取れると説明された。信用しても大丈夫だろうか。



### ポイント！

●簡単にもうかる、うまい話はありません。

★必要ないと思ったら、きっぱりと断りましょう。  
★友人や親せきなど、周囲の人を強引に誘ってしまって人間関係がうまくいかなくなることがあります。



## 消費者へのアドバイス

### 相談の特徴

- ◆ 20代、30代の若者からの相談が目立ちますが、最近では高齢者が高齢者を誘うトラブルも増えています。
- ◆ 「マルチ商法に加入したようで心配」「何とかやめさせたい」という家族や友人等、本人以外からの相談も多くみられます。

### 被害にあわないために

- ◆ 将来的に有望な新しいビジネスと強調されることが多いようですが、組織の拡大には限界があり、簡単にもうかることはありません。
- ◆ 新たな加入者を勧誘できず、商品の在庫を抱えてしまい、借金だけが残ることがあります。
- ◆ 安易に借金等をすると、多重債務につながる可能性があります。慎重に行動しましょう。
- ◆ 身近な人から誘われて断りにくくても、加入する意思がなければ毅然と断りましょう。
- ◆ 商品等を介在せず、金銭等の配当をうたって勧誘し、単に上位者に送金している場合は、ネズミ講（無限連鎖講）の可能性があります。法律で全面禁止されており、処罰があります。
- ◆ トラブルになっても、放置していると状況が悪化します。不安なことや疑問なことがあったら、消費者相談コーナーにご相談ください。

# 「消費者市民社会」を実現しよう

～ 消費者教育推進法が制定されました ～



- ◆ 消費行動を通じて、公正で持続可能な社会を作っていこう！
- ◆ 将来の社会や地球環境を良くするために、意識して消費行動をしよう！

## 「消費者市民社会」の実現のためにできること

- 環境、人、地球に「やさしい」商品を選択する。⇒ よりよい市場に変えていこう。
- 余計なサービスは断る。⇒ 買い物袋の持参、余計な包装を断る。
- 買い過ぎない。⇒ フードロス、食物の廃棄に目を向けよう。
- 公正で信頼できる事業者と取引する。⇒ 適切な商品説明や安全への配慮がある商品やフェアトレード商品を選択しよう。

## 「消費者市民教育」は、何のためにするの？

- ものを見る目を育てます。
- 被害に遭いにくい消費者を育てます。
- 自分の利益だけではなく、途上国支援など弱者への思いやりや、環境配慮など他者への影響を考える力を育てます。

## 消費者講座・出前講座のご案内

～こんな講座もやっています～

- ・お小遣いの話（小学生、中学生向け）
- ・契約ってなあに
- ・生涯設計
- ・食品表示を調べてみよう
- ・くらしの安全を考えよう
- ・金銭教育（新入社員向け）
- ・悪質商法
- （※その他、ご相談ください）

オレンジ色の吊り看板が目印です



## 台東区消費者相談コーナー

- 相談専用電話 (03) 5246-1133  
受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで  
受付場所 台東区役所9階 ④番窓口  
電話または来所による相談（相談無料・秘密厳守）  
● 「クレジット・サラ金相談」も常時開設しています。